

太陽光発電施設の設置に関する開発面積の考え方について

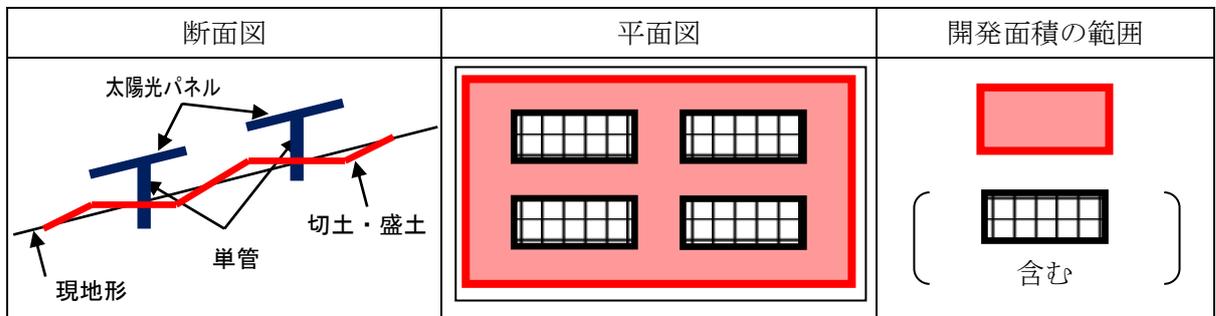
令和2年3月27日 岐阜県都市政策課

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（以下「規則」という。）では、開発区域の面積（以下「開発面積」という。）が1ヘクタール以上又は建設する道路の延長が1キロメートル以上の土地開発事業については、事前協議と開発協議を行うこととなっている。

太陽光発電施設は、大規模に現在の土地形質を変更するその他の開発行為と異なり地形をそのまま活用して太陽光パネルを設置する場合もあることから、太陽光発電施設を設置する場合の開発面積の考え方は下記のとおりとする。

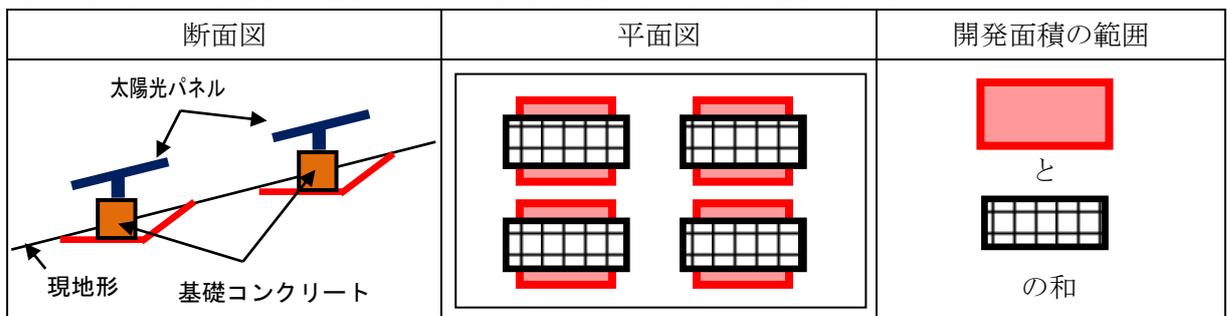
1 全面について土地の形状を変更する場合

全面を開発面積とする。



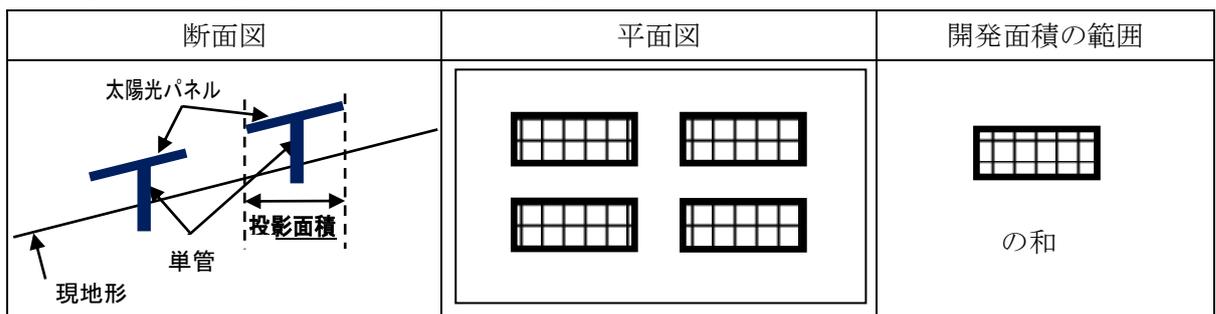
2 部分的に土地の形状・利用形態を変更（土地の形質を変更）する場合

掘削等を行った面積と太陽光パネルの投影面積の和を開発面積とする。



3 土地の利用形態を変更する場合（単管打込 等）

太陽光パネルの投影面積を開発面積とする。



4 留意事項

- (1) 太陽光パネルの周りをコンクリートや防草シート等で被覆する行為も「土地の形質の変更」に含まれるため、開発面積として含める必要がある。
- (2) 太陽光パネル設置部分以外の変圧、送電、蓄電施設及び送電線等の附帯構造物を設置する場合、それらが占有する土地については、開発面積として含める。
- (3) 単管打込等により太陽光パネルを設置する場合であっても、設置するにあたり作業道を設置する場合は、作業道の専有面積は開発面積に含める。
- (4) 営農型太陽光発電事業（ソーラーシェアリング事業）については、掘削等を行った面積を開発面積とする。
- (5) この考え方は、令和2年4月1日以降に受理した事前協議、開発協議の申出書の審査から適用する。

(参考)

○流出係数

計画雨水量を算出するための流出係数は以下の通りである。

開発区域内の状態	流出係数
太陽光パネル設置箇所（投影面積）	1. 0
切土・盛土面（被覆対策なし）	1. 0
切土・盛土面（被覆対策あり）	0. 9
附帯構造物設置箇所	1. 0